



2021 年度
第 17 号

体育市民連帯 ニュースレター

大韓民国スポーツの

根本的变化を

皆さんと共に

作って行きたいです

体育市民連帯と共に

していただけますか？

大韓民国体育の
過去 100 年は
「国威宣揚」、
今後は？



「体育人權を最優先」...
大韓体育会、
スポーツ人權室新設



「選手の同意なしに
移籍可能」
Kリーグの契約条項
「人權侵害」の議論



スポーツを楽しむ
権利保障...
「スポーツクラブ法」
の国会通過



「スポーツ基本法案」
公聴会...
基本法制定必要性の議論



01 MK 스포츠 2021. 05. 20

大韓民国体育の過去 100 年は「国威宣揚」、今後は？


大韓民国体育の過去 100 年は「国威宣揚」、今後 100 年は「人權侵害根絶」が適切なキーワードという世論調査の結果が出た。

文化体育觀光部は 17 日、国民体育振興公団が 2020 年 12 月 1500 人を対象に実施した「大韓民国体育今後 100 年の方向性認識調査」の結果を公開した。

過去 100 年の大韓民国体育は「スポーツ国威宣揚」に要約できるという回答者が 32.9%で最も多かった。「体育体系化」が 19.1%、「メダルへの挑戦」が 15.1%で続いた。

大韓民国体育の未来 100 年については、世論調査の参加者の 24.3%が「人權侵害根絶」が必要だと答えた。「エリート体育システムの改善と選手育成先進化」が 22.8%、「体育団体構造の先進化」も 15.2%と少くない支持を受けた。

文化体育觀光部は「これまでの国際大会で優秀な成績を収め、世界 10 位圏のスポーツ強国として位置づけたのが大韓民国体育のイメージに大きな影響を及ぼした。しかし、人權侵害の根絶などスポーツ革新の必要性に国民的な共感が形成されたことを確認した」と分析した。

2019 年に出た「スポーツ革新 7 大勧告」を強調した文化体育觀光部は、▲人權中心の安全で科学的な訓練環境づくり▲人口減少、高齢化など社会の変化に合わせてスポーツを理解して楽しむことができる基盤造成▲専門体育と学校体育、生活体育が有機的に交わる健康スポーツ文化の定着などを課題として挙げている。

出典：<http://mksports.co.kr/view/2021/484466/>

02 スポーツソウル 2021.05.22

「体育人権を最優先」...大韓体育会、スポーツ人権室新設



大韓体育会は体育の人権を最優先するスポーツ環境の構築のために21日、スポーツ人権室を新設した。

スポーツ人権室は事務総長直属の正式機構として▲体育人の人権保護とスポーツ暴力追放対策樹立▲国家人権委員会の人権経営マニュアルに準拠するための人権経営業務▲体育人人権保護のための規定の整備などスポーツの人権関連制度の改善や行政システム整備のため様々な事業を推進する予定である。

体育会は近年、スポーツ人権を侵害する事件が繰り返し発生している状況を重く認識し、国内スポーツ界を代表する公共機関としての役割を強化する方策として、スポーツ人権業務を総括するスポーツ人権室を新設した。

体育会は大韓民国体育の新しい未来100年を正すために、人権侵害を誘発するスポーツ界の成績至上主義と閉鎖的文化を向上させる根本土台に立ち返って改善していくという意志だ。また、スポーツ界の人権侵害やスポーツ不正などの申告受付と相談、調査などを独立して担当する機関であるスポーツ倫理センターとの協力体制の構築と役割の確立を通じて体系的、効率的なスポーツ人権対策を推進し、健康スポーツ文化を拡散できるように積極的に努力することにした。

出典：<http://www.sportsseoul.com/news/read/1043209?ref=naver>

03 UPI ニュース 2021.05.17

「選手の同意なしに移籍可能」Kリーグの契約条項「人権侵害」の議論



文化体育観光部が韓国プロサッカー連盟との議論を経て4日に発表したプロスポーツ標準契約書の改正案が議論になっている。

国際プロサッカー選手連盟（FIFPro）は毒素条項（訳注：はなはだ不都合な影響を及ぼす条項を指す表現）が維持された改正案に批判声明を出し、FIFA懲戒委員会に提訴する案も検討していると述べた。韓国プロサッカー連盟はこれに対して問題がないとの立場を、文化体育観光部は議論しているという回答を出した。

去る5日（現地時間）、国際プロサッカー選手連盟（FIFPro）はKリーグ選手の標準契約書の中で「選手の同意なしに球団合意だけで可能な移籍」を人権を侵害する最大の問題の規定という立場を出した。

国際プロサッカー選手連盟は声明で、他のクラブが提示する条件が選手の現在の契約よりも有利なら移籍しなければならない条項はFIFAの「選手の地位および移籍に関する規定」に違反すると発表した。また、選手の自由な職業選択を妨げ、世界的に認められている人権を侵害するとの立場を出した。

これに対してプロサッカー連盟側は、今回の改正案に盛り込まれた移籍条項について問題がないという立場だ。

プロサッカー連盟の関係者は、「公取委に該当事項について意見を提出したが、まだそれに対する回答を受け取っていない状況」とし「他のプロスポーツ種目と比較した場合、特に選手の権益に問題となる事項ではないと見ている」と述べた。

続いて「以前から存在していた条項であるため問題ないとみる。また、プロサッカー選手は一般労働者とは異なり個人事業者として契約をするので、一般的な労働契約と比較するには無理があるという立場」と説明した。

しかし本紙の取材では、契約の違法性が十分であるという専門家の意見が出た。

労働法専門家のジンモ弁護士は「今回の契約書改正案のうち選手移籍の規定は一方の権利や義務を過度に制約するもの」とし「これは約款規制法第6条第2項第1号、「顧客に不当に不利な条項」に該当し、裁判所から無効な条項として判断されることがある」と述べた。

また、「すでにプロ野球では2001年に選手移籍と関連して公正取引委員会から“一定期間以上球団に仕えた選手の場合、譲渡の同意を得るようにするなど、選手の権益保護のため球団の無制限な譲渡権行使の合理的制約が必要である”という立場を明らかにしたことがある」とし「約款規制法は労働者の契約ではない個人事業者の契約を結んだ者にも適用される条項だけに連盟の説明は理解するのは難しい」と説明した。

文体部は選手人権保護を強化するため、主要なプロスポーツの4大種目の選手の標準契約書の改正案を昨年から進めてきた。しかし、韓国プロ選手協会側は新しい改正案に毒素条項であると指摘してきた選手の意思に関係のない移籍、毎年の給与交渉権、肖像権の球団帰属などがそのまま維持されていると反発してきた。

この論争について文体部関係者は「この改正案が最終案ではなく現在、連盟、球団、選手等と修正する部分について議論中」とし「最終改正案は6月初めに確定する予定だ」と説明した。

出典：<http://www.upinews.kr/newsView/upi202105170113>

04 女性新聞 2021.05.22

国家代表・選手でなくてもスポーツを楽しむ権利保障...「スポーツクラブ法」の国会通過



国家代表や専門選手にならなくても誰でも日常で便利に楽しむことができるスポーツクラブを育成するための法・制度的基盤が用意される。政府は地域スポーツクラブを支援し、国民体育活動に参加する機会も増やし、選手のプールも作り、体育雇用も創出する計画だ。今回の法案が、スポーツ暴力・人権侵害事件につながった「成績至上主義」を脱皮する第一歩だという歓迎の声も出ている。

このような内容を盛り込んだ「スポーツクラブ法」制定案が21日、国会本会議を通過した。共に民主党所属のアン・ミンソク議員と朴ジョン議員、ベ・ヒョンジン国民の力議員が2020年に発議した制定案3件を統合・調整した案である。この法律は公布1年が経過した日から施行される予定である。

「スポーツクラブ法」に基づいて生活体育同好会など、地域社会のスポーツ活動振興のために運営されている法人又は団体は定款、事業計画書などの法律で定められた要件を備えて自治体にスポーツクラブとして登録すると、体育指導巡回指導、公共体育施設使用料の減免など、さまざまな支援を受けることができる。

政府は登録されたスポーツクラブの公募を経て指定のスポーツクラブを選定し、▲スポーツクラブと「学校体育振興法」による学校スポーツクラブや学校運動部との連携▲種目別の専門の選手育成▲年齢・地域・性別特性を反映したスポーツプログラムの運営▲基礎種目と不人気種目の育成などの事業を推進する。

指定スポーツクラブに選定されれば政府から事業運営費を支援し、公共体育施設の使用時の優先随意契約等の利点が与えられる。指定スポーツクラブは施設及び器具の安全性を確保し、資格を持った指導者を配置し、会員に発生した損害の補償保険にも加入しなければならない。

スポーツクラブに登録すると地方体育会と競技団体などスポーツ団体のメンバーに加入したものとみなす。体育団体がそれぞれ定款で定めるところにより体育団体に会費を納付しなければならない。文化体育観光部は「これをきっかけにスポーツクラブが地域の体育行政に直接参加し、地方体育会、競技団体に加え、生活体育の軸として積極的な役割をするものと期待される」と述べた。

文体部長官はスポーツクラブ振興のために5年ごとにスポーツクラブ振興基本計画を樹立・施行しなければならない。自治体長の基本計画に基づいてその自治体の施行計画を樹立・施行しなければならない。

指定スポーツクラブはプロ選手発掘・育成のための体系的なプログラムを提供する。また、地域社会のスポーツクラブを振興するために選手や選手だった人が技術を活用してスポーツクラブを設立・登録するときは、行政支援を受けることができようにする予定である。引退選手などスポーツマンの仕事も増やし、レベルの高い専門講習の機会も提供して生活体育に対する関心を高めるためだ。

文体部はスポーツクラブに関する情報を総合的に管理し、スポーツクラブ会員の活動を体系的に支援するためにスポーツクラブ総合情報システムを構築・運営する。利用者はスポーツクラブ総合情報システムを介して会員登録すると、講習申請などのサービスを簡単にオンラインで処理することができ、誰でも簡単にスポーツクラブの情報にアクセスして活用することができる。特にコロナ19による社会的距離置きなど、変化した社会環境に応じて情報技術を活用した非対面カスタム講習プログラムなどを拡大し、場所に関係なくどこでもスポーツ活動を継続できるように支援する計画だ。

文体部政策担当者は「コロナ19を勝ち抜くためには、“運動ワクチン”が必要だ。スポーツクラブを中心に生活体育を活性化できる法・制度的基盤が用意された」とし「法施行までに専門家や関係者の意見を幅広く収束し、これに基づいて下位法令と基本計画を忠実に設けて新たな制度が現場ですぐに定着できるように準備する」と明らかにした。

「スポーツ暴力生んだ“成績至上主義”を破る第一歩」と歓迎も

スポーツクラブ活性化は2019年文体部スポーツ革新委員会が勧告した内容の一つでもある。革新委は当時、スポーツ“ミートゥー（#MeToo）”などスポーツ内の人権侵害告発が続く対策作りのために発足した。革新委はスポーツ暴力・人権侵害事件の根源が「成績至上主義」だと診断し、被害者の保護・支援策のほか、学校体育の正常化、スポーツ人権強化、スポーツ基本法の制定などを勧告した。

革新委員長を務めたムン・ギョングンスポーツ人権研究所代表は今回の法案通過を歓迎し、「スポーツクラブ生活化はエリートスポーツ中心を脱皮して、スポーツをすべての人の権利として保障し、スポーツを通じて“日常から一生の間”幸せな人生を享受する権利を保障するための現実的な方策だ」と語った。

出典：<http://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=211843>

05 スポーツ京郷 2021.05.21

国会文体委、「スポーツ基本法案」公聴会... 関係法体系整備のための基本法制定必要性の議論



国会文化体育観光委員会（委員長ト・ゾンファン）が21日、全体会議を開き、スポーツ基本法案についての公聴会を開催した。

公聴会陳述人として金サンギョム東国大法科大学教授、ソン・ムンジョン韓国スポーツ政策科学院首席研究委員は意見を開陳し、ジョン・テギョン文化体育観光部体育政策課長が参加して省庁の立場を表明した。

金サンギョム教授は韓国スポーツが1980年代の国際競技大会開催といくつかの球技種目のプロスポーツ導入で目覚ましい発展をする一方で、世界的なスポーツ競技大会が頻繁に開催され、国民のスポーツ活動が生活化されてより体系的かつ効率的なスポーツ法体系を構築する必要性が増加し、国民のスポーツ権保障とスポーツ選手の権利保護を中核とした一貫性のあるスポーツ政策作りのためにスポーツ基本法の制定が必要だと力説した。

具体的にスポーツの基本理念を明示して、制定案には含まれていないスポーツ仲裁委員会、スポーツの政治的中立などの規定を追加する必要があるのに対し、スポーツ団体の責務を規定することは国家の介入を招く余地があるという懸念を示した。

ソン・ムンジョン研究委員はこれまで国民体育振興法が数回改正され体系と内容の一貫性を欠いているし、スポーツ権を国民の基本権に規定できていないなどの問題点があるので、これまでのスポーツ環境の変化を反映するためにスポーツ基本法が制定されなければならないと強調した。特に、基本理念を詳細に記載するようにして、スポーツ政策の影響評価についての条文を追加し、スポーツ人権、標準契約書などに関するスポーツ政策策定の具体的な影響を検証してみる必要があるという意見を提示した。

公聴会に出席した議員はスポーツ基本法制定の必要性に共感しながら▲法の目的を「国民の健康で幸福な生活を営む」と明確にし、▲国民体育振興法など重複する関連法の整備が必要であり、▲身体活動だけでなくeスポーツなどの精神活動についてもスポーツに含めるかどうか、▲国家スポーツ政策委員会を国務総理所属としておくことが望ましいか等について十分に検討する必要があるとの立場を表明した。

スポーツ基本法案は公聴会を通じて議論された内容をもとに今後、法案小委員会で深く審査される予定だ。

この日の公聴会は国会法第58条第6項の規定により李ヨン、朴ジョン議員がそれぞれ代表発議した制定法案に対して行われた。

出典：http://sports.khan.co.kr/sports/sk_index.html?art_id=202105212102003&sec_id=530101&pt=ny

06 週間スポーツ関連ニュース

国軍体育部隊懲戒情報もスポーツ倫理センター掲載推進

<http://www.ujeil.com/news/articleView.html?idxno=275847>

大田西部教育支援庁、心身ともに暖かい学生選手「温キャンプ」運営

<http://www.goodmorningcc.com/news/articleView.html?idxno=251380>

晋州教育庁、学生選手の親と誠実トーク

<http://www.gnnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=475313>

済州島、スポーツ産業総合計画用役推進

<http://news.tf.co.kr/read/national/1862219.htm>

開催近づき... 人権問題で雑音大きくなる北京オリンピック

<https://www.ajunews.com/view/20210519104309839>

「京畿道の崔スクヒョン法」スポーツ人権条例制定

<http://www.obsnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=1310509>

京畿道議会文体官位チェ・マンシク委員長、“慣行中心”競技体育、体質から変えなければ

<http://www.sporbiz.co.kr/news/articleView.html?idxno=524116>

約束した市長いない？ソウル市庁のシム・ソクヒが契約金額の一部受けとれないか

https://ilyo.co.kr/?ac=article_view&entry_id=401879

卓球協会の小細工... 5億褒賞金で覆い隠した「選手選抜不公正」論議

<http://www.sportsseoul.com/news/read/1042770?ref=naver>

体育市民連帯オンライン 定期後援案内

万人が楽しむスポーツ世界、体育市民連帯が共に作ります。

私達連帯の活動に積極的に賛同していただくことを願います。

私たち体育市民連帯は体育人の権益保護と
福祉実現のために努力しています。
皆さんの小さな心づかいがより良い世界のための

体育市民連帯活動に強固な土台となります。
体育市民連帯会員として力になろうと
される方は下の口座に後援お願いします。

国民銀行 086601-04-095940

口座名義：体育市民連帯

オンライン定期後援は下のリンクを通じてホームページからできます。

多くの関心をお願いします。

http://www.sportscm.org/index.php?module=Inquiry&action=SiteInquiry&sMode=INSERT_FORM&inquiryNo=2

INFOMATION

体育市民連帯 ソウル市 瑞草区 瑞草洞 孝寧路 230 スンジョンビル 407 号

Tel : 02-2279-8999、E-mail : sports-cm@hanmail.net ホームページ : <http://www.sportscm.org/>

日本語訳 : 佐藤好行 新日本スポーツ連盟 国際活動局 韓国担当 jr1fep@gmail.com